

■届出の適用除外行為

- ①非常災害に対する必要な応急措置として行う行為
- ②通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・ 仮設の建築物等で、存続期間が1年以内のもの（工事に必要な仮設の建築物等で工事期間が1年を超える場合は、その期間）
 - ・ 外部から見通すことのできない場所での物品の集積・貯蔵
 - ・ 90日以内の物品の集積・貯蔵
- ③法令又は条例に基づく許可、認可、届け出等を要する行為で、以下のもの
 - ・ 自然公園法の規定による公園事業の認可、特別地域及び特別保護地区での許可、普通地域での届出に係る行為
 - ・ 森林法の規定による林地開発許可に係る行為
 - ・ 都市計画法の規定による地区計画区域内の届出に係る行為
 - ・ 景観法の規定による景観計画区域内の届出、景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更等の許可、景観地区内の認定に係る行為
 - ・ 文化財保護法の規定による重要文化財、史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可、重要文化財の修理、重要有形民俗文化財の現状変更等、史跡名勝天然記念物の復旧及び重要文化的景観の現状変更等の届出、伝統的建造物群保存地区内の許可に係る行為
 - ・ 富山県立自然公園条例の規定による公園事業の認可、特別地域での許可、普通地域での届出に係る行為
 - ・ 富山県自然環境保全条例に規定による特別地区での許可、特別地区以外の保全地域の区域での届出に係る行為
 - ・ 富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定による風致地区内の許可に係る行為
 - ・ 富山県文化財保護条例の規定による県指定有形民俗文化財以外の現状変更等の許可、県指定有形民俗文化財の現状変更等の届出に係る行為
 - ・ 富山市景観まちづくり条例の規定による大規模な建築行為等、立山町みどり維新の景観まちづくり条例の規定による大規模行為の届出に係る行為（立山・大山地区景観づくり重点地域の区域に限る。）
- ④条例第39条第1項の既存施設等への要請に応じて行う行為
- ⑤その他規則で定める行為
 - ・ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ・ 地盤面下又は水面下において行う行為
 - ・ 農林漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓を除く。）
 - ・ 漁港漁場整備法による養殖用作業施設、荷さばき所及び野積場内の物品の集積・貯蔵
 - ・ 港湾法による荷さばき地、野積場、貯木場内の物品の集積・貯蔵
 - ・ 都市計画法による工業地域又は工業専用地域の区域内における物品の集積・貯蔵

※高さ・面積の算定方法について

①高さ

- ・ 地上に露出する部分の地盤面（建築基準法に規定する平均地盤面（2以上ある場合は、最も低い平均地盤面とする。）から最高部までの高さ（見付の高さ）とする。
- ・ 建築物にあっては、屋上部分の塔屋（階段室、エレベーター機械室等）及び建築基準法第2条第3号に規定する「避雷針」を除く建築設備（電気、ガス、給水等の設備、煙突、昇降機）を含むものとする。
- ・ 建築物と一体となって設置される工作物の高さは、建築物との接続部分からの高さではなく、建築物の地盤面からの高さとする。なお、その高さには、建築物と同様に「避雷針」は含まない。

②面積

- ・ 「建築面積」 建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定により算出する。特定行為に該当するか否かは敷地単位ではなく、棟別で判断する。
- ・ 「表示面積」 広告塔、広告板等の工作物の広告を表示する部分の面積のことであり、面積の算定については、富山県屋外広告物条例の例による。
- ・ 「築造面積」 建築基準法施行令第2条第1項第5号の規定により算出する。特定行為に該当するか否かは敷地単位ではなく、工作物ごとで判断する。